○東北地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月七日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　いわき都市計画緑地事業十一号四倉防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年三月七日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　なし
使用の部分　福島県いわき市四倉町字東三丁目、字東二丁目、字東一丁目及び上仁井田字東山地内並びに四倉町字東四丁目、字東三丁目、字東二丁目及び上仁井田字東山地先

○東北地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月七日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　いわき都市計画緑地事業十二号岩間防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年三月七日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　福島県いわき市岩間町輪山、岩下及び川田地内
使用の部分　福島県いわき市岩間町岩下及び川田並びに佐糠町大島地内

○関東地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月七日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千四百三十四号宇都宮都市計画及び小山・栃木都市計画下水道事業鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十六年八月十九日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第四十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月七日　中部地方整備局長　梅山　和成

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：嫌気ろ床担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	愛知県知多郡美浜町大字北方字西側85番地の１　大栄産業株式会社 代表取締役　木村　尊
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業株式会社　東海樹脂工場 愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３―５　大栄産業株式会社　東海マリン工場
認定番号	5―13―H―00502―３
浄化槽の名称	ダイエー浄化槽　ＦＤＲ10型

○中部地方整備局告示第四十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年三月七日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号
中部地方整備局長　十一
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社愛知建築センター
三(1)　評価員の指名の変更

変更前	―
変更後	下村　拓磨、柴田　佳美、安部伊久美、鈴木　理世

(2)　変更年月日
平成二十五年三月六日

○四国地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月七日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　五十五号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
室戸市羽根町字大浦Ｎ三九八一番１地内	前	２０・６０～２１・９１	０・０４４キロメートル
	後	２１・９１～５８・５３	０・０４４
高知県安芸郡東洋町野根字ゴロゴロ甲九〇三番１地内	前	２３・５５～２４・６２	０・０２９
	後	２３・７３～７０・１３	０・０２９

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所